

高齢者の定期予防接種のお知らせ



接種期間 令和8年10月1日～令和9年1月31日まで

令和8年10月1日から、高齢者を対象としたインフルエンザワクチン・新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種を実施します。



接種方法

- 医療機関へ事前に予約し、接種を受けてください。
- 下記医療機関一覧に記載のない医療機関で接種を希望する場合は、接種希望日までに健康推進課窓口で申請してください。事前申請がない場合は接種できません。

対象者	自己負担金／接種回数	定期接種の受け方
接種日に満65歳以上の方 (昭和37年2月1日までに生まれた方)	インフルエンザ 1,000円／1回まで	個別接種のみ ※インフルエンザワクチンと 新型コロナウイルス感染症 ワクチンは、接種間隔に制 限がなく、同日の接種が可 能です。
接種日に満60歳から64歳の方(昭和37年2月2日から昭和42年2月1日までに生まれた方)で、心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある身体障害者手帳1級程度の方	新型コロナウイルス感染症 3,000円／1回まで	

※生活保護世帯の方は、自己負担金は免除されますが、事前申請が必要です。医療機関への予約後、接種日までに健康推進課窓口で手続きをしてください。

※定期接種の対象とならない方も、医療機関で任意接種を受けることができます(全額自己負担)。



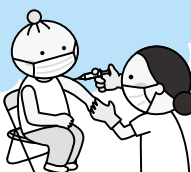
町内医療機関一覧

病院名	住所	TEL
石川医院	愛荘町蚊野1882番地	37-2007
上林医院	愛荘町目加田882番地	37-2003
北村医院	愛荘町蚊野1732番地	37-2008
野口小児科	愛荘町沓掛388番地	42-3050
矢部医院	愛荘町愛知川1332番地1	42-2167
成宮クリニック	愛荘町市917番地7	42-2620
中川クリニック	愛荘町沓掛382番地	42-2225
世一クリニック	愛荘町中宿31番地3	42-7506

指定医療機関一覧

病院名	住所	TEL
豊郷病院	豊郷町八目12番地	0749-35-3001
彦根市立病院	彦根市八坂町1882番地	0749-22-6050
東近江総合医療センター	東近江市五智町255番地	0748-22-3030
湖東記念病院	東近江市平松町2番地1	0749-45-5000
近江温泉病院	東近江市北坂町966番地	0749-46-1125
たけは内科医院	豊郷町下枝23番地2	0749-35-8015
白石外科	彦根市肥田町915番地	0749-43-5651
徳田医院	彦根市出路町218番地1	0749-43-7001
なかつか内科医院	彦根市川瀬馬場町1079番地1	0749-29-0981
わだ医院	彦根市野良田町330番地31	0749-47-6850
かわせ駅前内科・呼吸器内科クリニック	彦根市南川瀬町1480-52	0749-49-2262
みやざわ内科クリニック	彦根市大東町458番	0749-49-3157
おがわ耳鼻咽喉科クリニック	彦根市駅東町15-1 近江鉄道ビル1F	0749-22-8799
中村医院	東近江市妙法寺町880番地1	0748-22-8588
こすぎクリニック	東近江市大萩町46番地	0749-46-8000
竹中医院	東近江市小池町531番地2	0749-45-1100
山崎クリニック	東近江市山路町2907	0748-42-1135
もりた内科・消化器内科クリニック	東近江市八日市上之町9-2	0748-34-2001
うらべ在宅クリニック	東近江市横溝町305-1	0749-45-0001

※新型コロナウイルスワクチン
を取り扱っていない医療機関
があります。



健康推進課 ☎0749-42-4887

人推協だより

ほっと・あい 第247号

愛荘町人権教育推進協議会

問(事務局) 教育委員会生涯学習課

☎0749-42-8015 FAX0749-42-8014

9月は
同和問題啓発強調月間
です。

滋賀県では、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めるため、昭和60年度から9月を「同和問題啓発強調月間」と定め、差別のない社会の実現に向けた取組を進めています。

■ 同和問題(部落差別)とは

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史の中で形成された身分差別により、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に不利な立場に置かれ、現在もなお差別や偏見に苦しめられている重大な人権問題です。

人は誰でも、生まれる場所や家庭環境を選ぶことはできません。住んでいる地域や出身地を理由に差別されることは、決して許されない人権侵害であり、日本国憲法で保障された基本的人権に関わる問題です。

■ 同和問題の現状

現在でも、結婚に際して不当な扱いを受けたり、インターネット上で差別的な情報が掲載されたりする事例が発生しています。また、身元調査を目的とした戸籍謄本等の不正取得など、誤った認識や偏見に基づく差別も後を絶ちません。

■ 「そっとしておけばなくなる」のでしょうか

「同和問題はそっとしておけば自然になくなる」という考え方があります。しかし、人々の中に差別意識や偏見が残っている限り、差別が自然になくなることはありません。

誰かの人権が侵害される社会では、私たち自身の人権も守られません。同和問題の解決は、一部の人だけの課題ではなく、私たち一人ひとりの課題です。

■ 私たちにできること

同和問題を正しく理解し、自分自身の問題として考えることが大切です。

「自分には関係ない」と考えるのではなく、差別や偏見を許さない意識を持ち、お互いの人権を尊重し合える社会を築いていきましょう。

